



厚ま企第 15 号
平成 19 年 5 月 8 日

国土交通省 道路局長 様

北海道厚岸郡厚岸町長 若 狭



中期的な計画の策定にあたっての意見の提出について
平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号をもって照会のありました件につきまして、次のとおり意見をまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 今後の道路政策や道路の整備・管理についての意見

(1) 高速道路の早期整備について

本町は漁業と酪農業の一次産業が中心の町であり、本町の発展のためには一次産業の更なる発展とともに、物流の効率化・高速化を図り他の地域との競争力を高めていくことが必要不可欠です。

高速道路の整備は住民生活のみならず、食料供給の上でも消費者が求める「安心・安全」を提供するとともに、本町の一次産業の発展に大きく貢献します。

また、本町は、地震を含め災害の多い地域であり、国道が通行止めとなると住民の生活、地域産業に多大な影響が及ぶことから、地震等の災害時の安全な迂回路の確保が重要と考えます。

このようなことから、地方と都市部を結ぶ高速道路網の早期完成が優先度の高い政策と考えており、道央圏と比べて整備の遅れている北海道横断自動車道（釧路～根室間）及び北海道横断自動車道（本別～釧路間）の早期完成を要望します。

(2) 町道の改修等に伴う交付金等の財源確保について

町道の舗装率は未だ 55% 程度であるのに加え、舗装済みの箇所についても整備後相当の年数が経過し路面損傷の激しい路線が多い状況にあります。また、度重なる地震による地盤沈下や温暖化による海面上昇などで高潮時などには道路冠水する路線もあります。これらを改修するためには膨大な費用を要することから、改修に係る交付金等の財源措置について配慮願います。

(3) 地方道路整備における費用対効果基準の配慮について

道路整備における費用対効果について、地方道においては国が定める基準に必ずしも合致しない状況にあります。集落の点在や広範囲な行政区域など、地方には地方の実情があることから、これらを勘案した基準について配慮願います。